

# わたしのまちの 介護保険

令和8年4月改訂版



## も く じ

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ● 介護保険制度のしくみ …………… 3   | ● 利用者負担について …………… 18   |
| ● 介護保険料について …………… 5    | ● 利用できるサービス …………… 24   |
| ● サービスを利用するには …………… 10 | ● 福祉用具貸与・販売、住宅改修 …… 32 |
| ● 地域包括支援センター …………… 16  | ● 介護予防に取り組みましょう …… 34  |

枚 方 市

## 高齢者の暮らしを社会みんなで支える介護保険

介護保険は、介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられること、そして、できる限り自立した生活を送れることを目指した制度です。家族だけに負担を任せるのではなく、社会全体で高齢者を支え合う相互扶助の仕組みとしてつくられました。

平成12年の制度創設から26年が経ち、介護保険は、高齢者の生活を支える基幹的な制度として広く定着しています。

40歳以上の方は介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源として、介護が必要になった方は、費用の一部を負担することで、さまざまな介護保険サービスを利用することができます。

本書では、介護保険で受けられるサービスの内容や利用方法について紹介しています。

一日一日をより充実したものにしていくために、ぜひご活用ください。



## 介護保険制度の理念「自立支援と重度化防止」

介護保険法では、介護保険制度の理念として「自立支援」と「重度化防止」を定めています。

「自立支援」とは、介護や支援が必要な方の尊厳を守り、その方がもつ能力に応じて、できる限り自立した日常生活を営めるよう支援することを目的としています。

「重度化防止」とは、介護が必要な状態になっても、できないことを補うだけでなく、できることを続け、できることを増やすことで、高齢者の生活の質の向上を目指す考え方です。

保険者である枚方市は、これらの理念に基づき、介護保険制度を適切に運営していきます。また、被保険者である市民のみなさまには、フレイル予防に取り組み、健康の維持に努めること、そして、要介護状態となった場合でも、心身の能力の維持・向上に努めることが求められています。

## 介護保険制度のしくみ

みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるためのしくみ。それが、市区町村が運営する介護保険です。40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を出し合い、必要に応じた介護保険サービスを利用できる制度です。

### 加入者のみなさん（被保険者）

#### 65歳以上の方 (第1号被保険者)

##### サービスを利用できる方

市区町村に「介護が必要」と認定された方



※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません

#### 40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)

##### サービスを利用できる方

老化が原因とされる特定疾病\* (4ページ)が原因で、介護が必要であると認定された方



※特定疾病以外の原因の場合は、介護保険の対象にはなりません

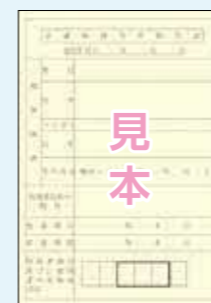
### 介護保険被保険者証と介護保険負担割合証



見本

#### ■ 介護保険被保険者証

介護保険被保険者証は、被保険者一人に一枚交付されます。介護保険サービスを利用するときやケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。



見本

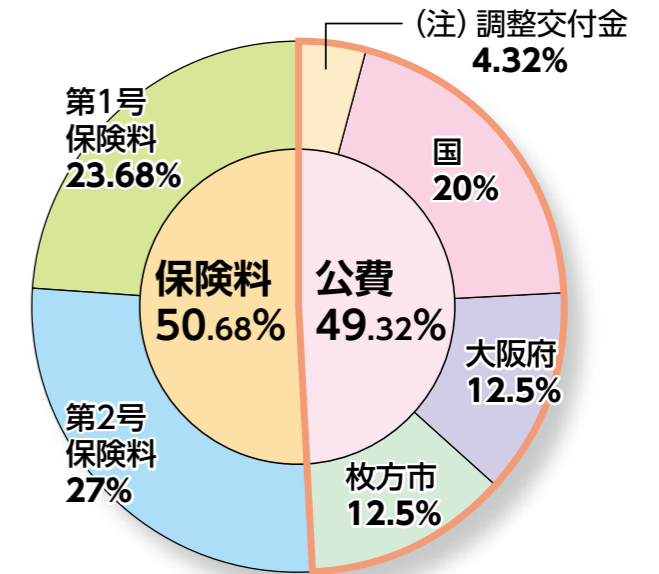
#### ■ 介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、介護保険サービスを利用するときを支払う利用者負担の割合が記載されています。要支援・要介護またはサービス事業対象者と認定された方に交付されますので、サービス利用の際に被保険者証と一緒に提示してください。

# 介護保険料について

## 介護保険の財源

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や自治体の負担金、介護サービスを利用した際の利用者負担を財源に運営されています。保険料は、介護保険を運営していく大切な財源です。



(注) 調整交付金  
介護給付費財政調整交付金は、各市町村の後期高齢者（75歳以上）人口の比率および所得区分分布の状況に基づき、全国平均で5%となるように国から交付されます。枚方市の第9期計画期間における交付率は4.32%と見込んでいます。

## 保険料を納めないでいると...

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上滞納すると...**  
費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分（費用の9割～7割）が支払われます。  
[被保険者証に記載されます]
- 1年6か月以上滞納すると...**  
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。
- 2年以上滞納すると...**  
利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費（20ページ参照）が受けられなくなります。  
[被保険者証に記載されます]

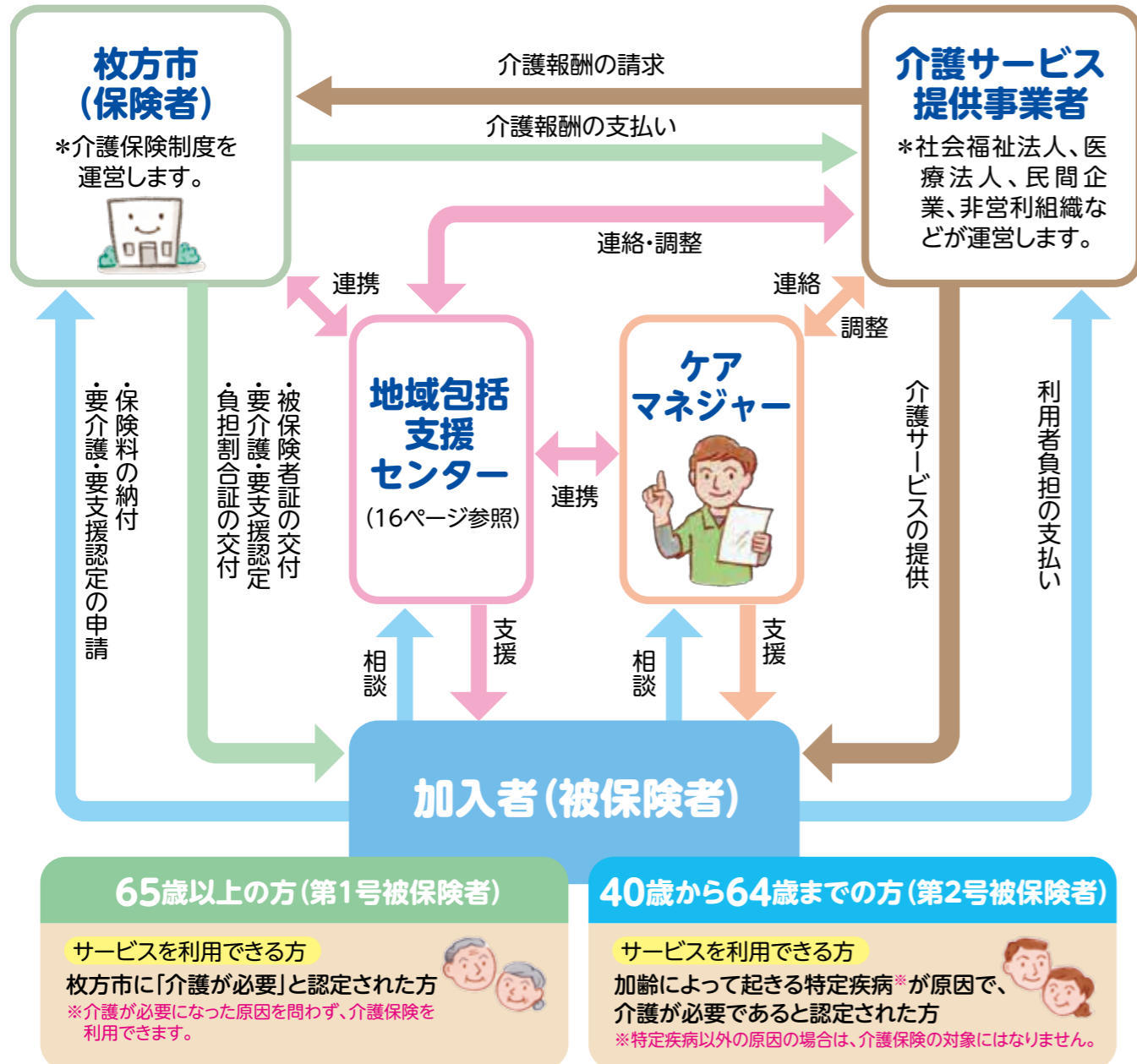
## こんなときは保険料の減免申請をしましょう!

自然災害や事故、火災などに遭遇したり、世帯の生計を維持する方が死亡または心身に重大な障害を生じて収入が著しく減少した場合などは、申請により保険料が減免されたり猶予されることがあります。

介護保険料の支払いが困難な場合には、納期限が到来するまでに枚方市の介護保険担当窓口までお申し出ください。

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。

介護が必要になったときには、費用の一部(1割～3割)を負担することで介護サービスを利用できます。



\*特定疾病はつぎの16種類が定められています。

- 筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症 ●初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●関節リウマチ ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

### 決め方

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、みなさんの所得や課税状況に応じて決定されます。

保険料は、介護保険事業計画の見直しにより、原則として3年ごとに改定されます。

保険料は  
基準月額をもとに  
決められます

基準  
月額

令和6年度～8年度(2024年度～2026年度)

6,276円

### 令和8年度 段階別年間保険料額

段階	判定基準	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金(※)収入額+前年中の合計所得金額が82万6,500円以下	基準月額×0.285×12か月 21,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の公的年金(※)収入額+前年中の合計所得金額が120万円以下	基準月額×0.435×12か月 32,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当しない	基準月額×0.685×12か月 51,600円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年中の公的年金(※)収入額+前年中の合計所得金額が82万6,500円以下	基準月額×0.90×12か月 67,800円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、第4段階に該当しない	基準月額×1.00×12か月 75,300円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が100万円未満	基準月額×1.15×12か月 86,600円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が100万円以上120万円未満	基準月額×1.20×12か月 90,400円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準月額×1.25×12か月 94,100円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準月額×1.50×12か月 113,000円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準月額×1.70×12か月 128,000円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準月額×1.95×12か月 146,900円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準月額×2.10×12か月 158,200円
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準月額×2.25×12か月 169,500円
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が720万円以上820万円未満	基準月額×2.30×12か月 173,200円
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満	基準月額×2.55×12か月 192,000円
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準月額×2.75×12か月 207,100円
第17段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上	基準月額×2.95×12か月 222,200円

※遺族年金、障害年金等の非課税年金は除く。(注)50円以下の端数は切り捨て、51円以上は切り上げになります。

①租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得のいずれかにかかる特別控除額がある場合は、その特別控除額を合計所得金額から控除します(控除後の額が0円を下回る場合、合計所得金額を0円とします)。

②第1～5段階(市民税非課税の方)の判定においては、所得税法に規定される公的年金収入にかかる所得金額を合計所得金額から控除するものとし、給与所得(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による給与所得控除の適用前の額)から10万円を控除した額(控除後の給与所得が0円を下回る場合、給与所得は0円)を給与所得として算定します。

**納め方** 原則として、保険料は年金から引き去りします(特別徴収)。年金の額により、納め方は2種類に分かれます。ちなみに、第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日のある月)の分からとなります。

### 年金が年額18万円以上の方

#### 特別徴収で納めます

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます(仮徴収)。10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます(本徴収)。

※老齢福祉年金は対象となりません。

次の場合は普通徴収(納入通知書での支払い)となります

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき など

### 年金が年額18万円未満の方

#### 普通徴収で納めます

送付される納入通知書に基づき、枚方市に個別に介護保険料を納めます。納入通知書の納期にしたがって納めます。**納め忘れない口座振替が便利で確実です。**

以下をご持参の上、取扱い金融機関の窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預(貯)金通帳
- 通帳の届け出印



## 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料

40歳から64歳までの方の保険料は、国民健康保険や健康保険組合、共済組合など、自分が加入している医療保険の算定方法に基づいて決まります。決まった保険料は、医療保険の保険料とあわせて納付します。保険者が徴収した保険料は、いったん支払基金(社会保険診療報酬支払基金)に集められ、その後、各市区町村に交付されます。

### 令和8年度における介護保険料の取り扱いについて

令和7年度税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から65万円へ引き上げられ、令和8年度分(令和7年分所得)より適用されることとなりました。

それに伴い、**令和8年度の介護保険料**につきましては、給与収入金額が190万円未満の方で、給与所得控除の最低保障額の引き上げにより課税状況や合計所得金額に変更が生じた場合、第9期介護保険事業計画期間(令和6年度～令和8年度)における保険料収入が減少する可能性があることから、国の通知等にもとづき、控除額を従前のものとして課税状況や合計所得金額の「みなし判定」を行い、介護保険料を算定しています。

※令和7年度の介護保険料に影響はありません。

## 保険料の減免

次の場合で保険料の支払いが困難と認められるときは、申請により介護保険料の減免ができることがあります。納期限が到来するまでにご相談ください。

### ① 災害により、自己の居住する住宅・家財に著しい損害を受けたとき

①～③  
すべてに  
該当

- ①現に居住する住宅が全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼・床上浸水または家財が3割以上の損害
- ②世帯の合計所得金額の合計が1,000万円以下
- ③保険料の支払いが困難

**減免の額** 申請日以降に納期が到来する保険料(注)のうち、10納期の保険料

- 損害の程度が全壊・大規模半壊・全焼→全額を免除
- 損害の程度が半壊・半焼・床上浸水→半額に減額

(注) 申請日以降に納期が到来する保険料  
特別徴収の場合は、納付方法を普通徴収に切り替えたものとみなして、減免額を算定します。

### ② 主たる生計維持者の死亡・長期入院等により、その者の収入が著しく減少したとき

①～④  
すべてに  
該当

- ①主たる生計維持者の死亡・重大な障害・2か月以上継続して入院
- ②主たる生計維持者の合計所得金額の見込み額が前年の2分の1以下
- ③次年度に保険料の段階区分の変更を伴うもの
- ④保険料の支払いが困難

**減免の額** 減免前の保険料と減免後の保険料(申請のあった月以降の保険料を主たる生計維持者の合計所得金額の見込み額で判定した額)との差額。

### ③ 主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止・損失・失業等により、著しく減少したとき

①～④  
すべてに  
該当

- ①主たる生計維持者の失業・事業の休廃止・事業における著しい損失等
- ②主たる生計維持者の合計所得金額の見込み額が前年の2分の1以下
- ③次年度に保険料の段階区分の変更を伴うもの
- ④保険料の支払いが困難

**減免の額** 減免前の保険料と減免後の保険料(申請のあった月以降の保険料を主たる生計維持者の合計所得金額の見込み額で判定した額)との差額。

#### 減免の申請に必要なもの

- 事実を証明できる書類  
※災害の場合は、り災証明書  
※入院の場合は、入院証明書・診断書など(入院期間がわかるもの)  
※失業の場合は、離職証明書・退職証明書など  
※事業の休廃止の場合は、休業届や廃業届など
- ②③については、令和8年中\*の収入見込み額を記載した書類  
※給与の支払明細など  
\*令和9年1月以降に申請される場合は、令和9年中の収入見込み額を記載した書類



受給者については、減免の内容と同じ要件でサービス利用料の減免があります。

## 特別軽減

枚方市では、災害等による減免のほかに、低所得者層のうち真に生活に困っている方を対象として介護保険料の軽減を行っています。

軽減の対象は、納期限を過ぎていない介護保険料です。

#### 次の5つの条件すべてに当てはまる場合

- ①保険料が第2段階または第3段階であること。
- ②世帯の令和7年1月から令和7年12月までの年間収入が150万円(2人以上の場合は、2人目以降1人につき50万円を加算した額)以下であること。
- ③市民税課税者に扶養されていないこと。
- ④資産を活用しても生活が困窮している状態にあること(居住用以外に活用できる土地・家屋がなく、預貯金が350万円以下など)。
- ⑤過去に特別軽減を受けた場合、減免に係る年度分の保険料を滞納していないこと(時効により納付することができないものを除く)。



※「扶養」とは、医療保険法上または税法上の扶養をいいます。

※「収入」とは、市民税課税対象となる収入に加え、障害年金、遺族年金等の非課税年金などの税法上の非課税所得にかかる収入、仕送り、生活保護の要否判断において収入認定をしない収入(公害健康被害補償等)も含め、その者に帰属するあらゆる収入をいいます。

#### 特別軽減の申請に必要なもの

- 「介護保険料決定通知書」または「介護保険料納付通知書」
- 印鑑(認め印)
- 預貯金通帳(本人名義の通帳をすべて提示してください)
- 年金振込通知書(遺族年金、障害年金等も含め提示してください)
- 所得税の確定申告書(申告している方は提示してください)
- 固定資産税納付通知書(土地・家屋をお持ちの方は提示してください)



**軽減される額** 軽減前の保険料と第1段階の保険料との差額。ただし、申請日の属する年度の保険料のうち、申請日以降に納期が到来する保険料の範囲内となります。

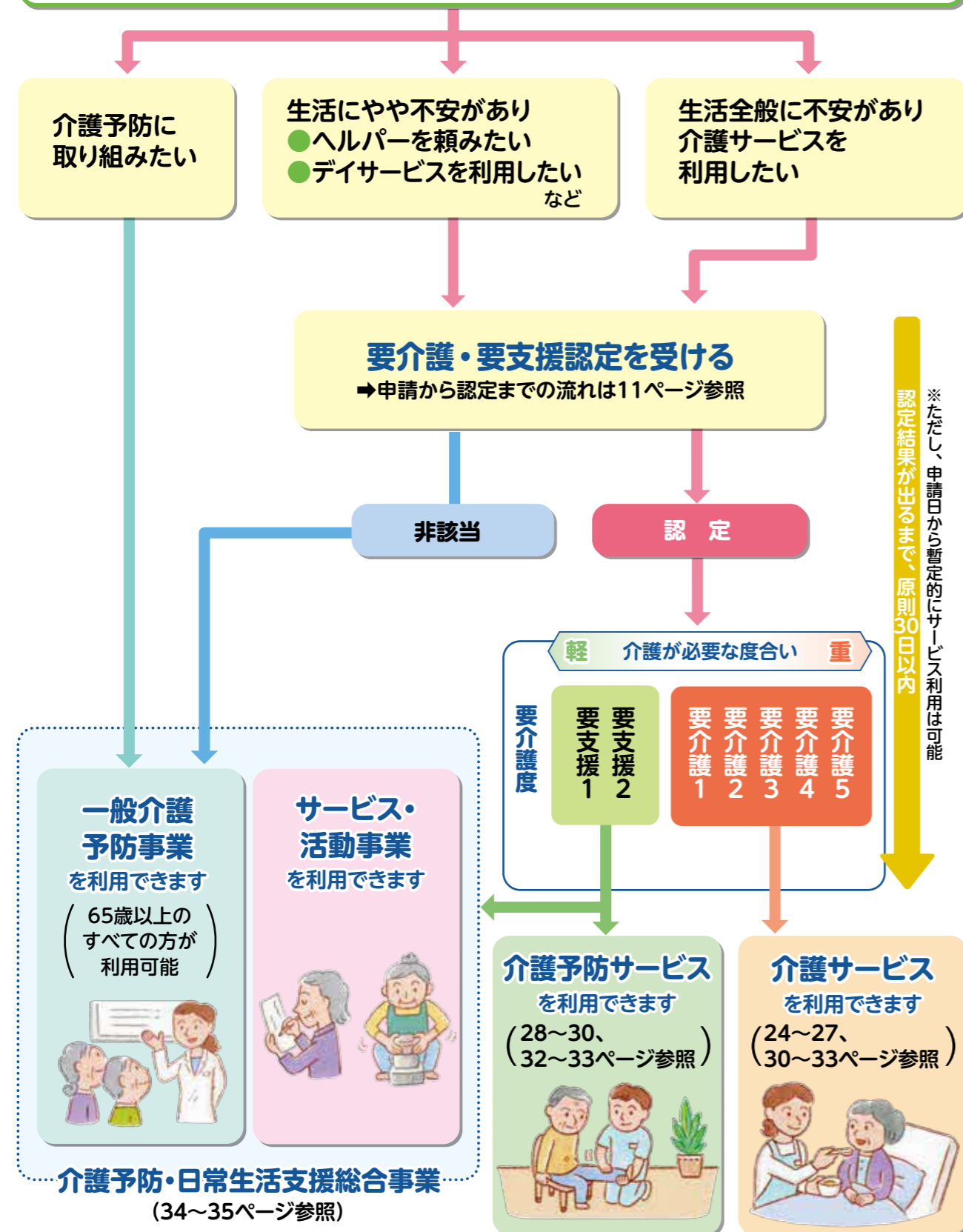
※資力の回復など事情が変化した場合や、虚偽の申請、不正な手段等により減免の承認を受けたと認められるときは、減免の承認を取り消すことがあります。

また、介護保険料を支払うと生活保護基準に該当すると認められ、福祉事務所の証明(境界層証明)の交付を受けた場合、介護保険料の所得段階が下がる場合があります。この場合、生活保護申請と同様の調査があります(23ページ参照)。

# サービスを利用するには

生活する上でなにか困ることが出てきたら、地域包括支援センターに相談し、介護サービスの利用を検討しましょう。希望するサービスがあれば、伝えましょう。

## 「地域包括支援センター」に相談をする



サービスを利用するには

サービスを利用するには

## 要介護・要支援認定の流れ

介護保険サービスを利用するときは「要介護・要支援認定」を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

### ■ 要介護・要支援認定の申請

申請の窓口は市役所、介護保険担当窓口です(支所では受付できません)。申請は本人または家族のほか、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターなどに代行してもらうことも可能です。郵送や電子申請\*でも受け付けています。申請は、本人のほか家族でもできます。

\*電子申請にはマイナンバーカードが必要です。

#### 《申請に必要なもの》

##### □ 申請書

申請窓口においてあります。市のホームページからもダウンロードできます。申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄がありますので、確認しておきましょう。

##### □ 介護保険の被保険者証

※65歳～74歳の社会保険に加入している方及び40歳～64歳の方は医療保険に加入していることが確認できるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書の写し)が必要です(マイナ保険証可)。

### ■ 要介護・要支援認定(調査～判定)

##### □ 認定調査(12ページ参照)

市の職員などが対象者を訪問し、心身の状態や日頃の生活、家族、居住環境などについて、聞き取りや動作確認を行います。

##### □ 主治医意見書(12ページ参照)

市の依頼により主治医が意見書を作成します。

※必要に応じて、申請書に記載した主治医を受診しましょう。

※枚方市内の医療機関の場合、意見書作成には問診票の提出をお願いします。

##### □ 一次判定(コンピュータ判定)(13ページ参照)

認定調査の結果や、主治医意見書の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

##### □ 二次判定(認定審査)(13ページ参照)

一次判定や主治医意見書などをとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定を行い、要介護度を決定します。

### ■ 認定

結果は郵送で通知されます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の支給限度額(18ページ参照)などが異なります。

## [ 認定調査 ]

全国共通の調査票を用いて、市の職員など\*1が対象者を訪問し、心身の状態や日頃の生活、家族、居住環境などについて、聞き取りや動作確認を行い、認定調査票を作成します。

\*1 認定調査は、市の職員か、市から調査の委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の調査員が行います。

### 認定調査を受けるときの注意

- **ふだんの状況を具体的に伝える**  
体調がすぐれないときなどは、正しい調査ができないことがあります。
- **家族などに同席してもらう**  
家族など、いつも介護をしている方に同席してもらうと、より正確な調査ができます。
- **困っていることはメモに書き留めておく**  
緊張などで状況が伝えきれないこともあるので、あらかじめメモに書いておきましょう。
- **補装具の使用状況を伝える**  
つえなどの補装具を使っている場合には、使用状況を伝えましょう。



### 主な調査項目

- 《基本調査》
- 麻痺等の有無
  - 拘縮の有無
  - 寝返り
  - 起き上がり
  - 座位保持
  - 両足での立位保持
  - 歩行
  - 立ち上がり
  - 片足での立位
  - 洗身
  - 視力
  - 聴力
  - 移乗
  - 移動
  - えん下
  - 食事摂取
  - 排尿・排便
  - 口腔清潔
  - 衣服の着脱
  - 外出頻度
  - 意思の伝達
  - 短期記録
  - 昼夜逆転
  - ひどい物忘れ
  - 薬の内服
  - 金銭の管理
  - 日常の意思決定
  - 集団への不適応
  - 買い物
  - 簡単な調理
  - 過去14日間に受けた医療
  - 日常生活自立度 など

- 《概況調査》
- 家族状況
  - 居住環境
  - 日常的に使用する機器、器械の有無 など

### 《特記事項》

## [ 主治医意見書 ] ※枚方市内の医療機関の場合、意見書作成には問診票の提出をお願いします。

市の依頼により、申請書に記載された主治医が、介護を受ける直接の原因となった傷病や心身の状態について意見書を作成します。意見書作成にかかる費用は、市が負担します。ただし、診察にかかる費用は、本人負担となります。

### 必要に応じて、申請書に記載した主治医を受診しましょう。

直近の受診がないと、主治医が傷病や心身の状態について把握できず、意見書が作成できない場合があります。

受診の際には…

- 要介護・要支援認定の申請をしたことを伝えましょう。
  - 現在の身体状況や、日常生活で不安や不便に感じていることを具体的に話してください。
- 意見書の作成が遅れると、認定結果の通知が遅れる場合があります。



## 認定審査

要介護・要支援認定は、介護サービスがどのくらい必要かを判断するものですが、病気の重さと要介護度は、必ずしも一致しない場合があります。

一次判定(コンピュータ判定)と、認定調査による特記事項や主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査をし、要介護状態区分を判定します。



### 一次判定 (コンピュータ判定)

公平に判定するため、調査票と意見書の一部をコンピュータで分析します。

### 調査票の特記事項

「状態」「介護の手間」「頻度」の内容を具体的に調査員が記入します。

### 主治医意見書

傷病や心身の状態について、主治医が意見書を作成します。

### 二次判定(介護認定審査会が判定)

非該当

要支援1・2

要介護1～5

保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。

更新手続きも  
忘れずに

### 認定結果の有効期間

要介護・要支援認定には有効期間があり、新規・区分変更の場合は6～12か月(月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間)、更新の場合は6～48か月となります。

また、認定の効力発生日は、原則として認定申請日になります。更新の場合は、前回認定の有効期間満了日の翌日になりますので、引き続き介護サービスの利用を希望するときは、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、更新手続きをしてください。

### Q ケガや病気で入院中のときに、要介護・要支援認定の申請はできるのでしょうか?

A 傷病の急性期ではなく、身体の状態が安定し、実際に介護サービスの利用を検討する段階で申請してください。

### Q 結果がまだ届いていないけど、すぐにサービスを使いたいのですが?

A 申請後、結果が通知されるまでの間でも、ケアマネジャー等が作成する「暫定ケアプラン」に基づいて介護サービスを利用できます。ただし、「非該当」となった場合には、全額利用者負担となりますのでご注意ください。また、想定していた要介護度より低かった場合にも、利用者負担となることがあります。

### Q 要介護・要支援認定の有効期間内に状態が悪化した場合は、どうすればいいですか?

A 有効期間内に心身の状態の悪化など、必要となる介護の状況が変わった場合には、要介護度の区分を変更するための申請ができます。申請場所・申請手続は初回・更新のときと同じです。

### Q 引っ越した場合、要介護・要支援認定はどうなりますか?

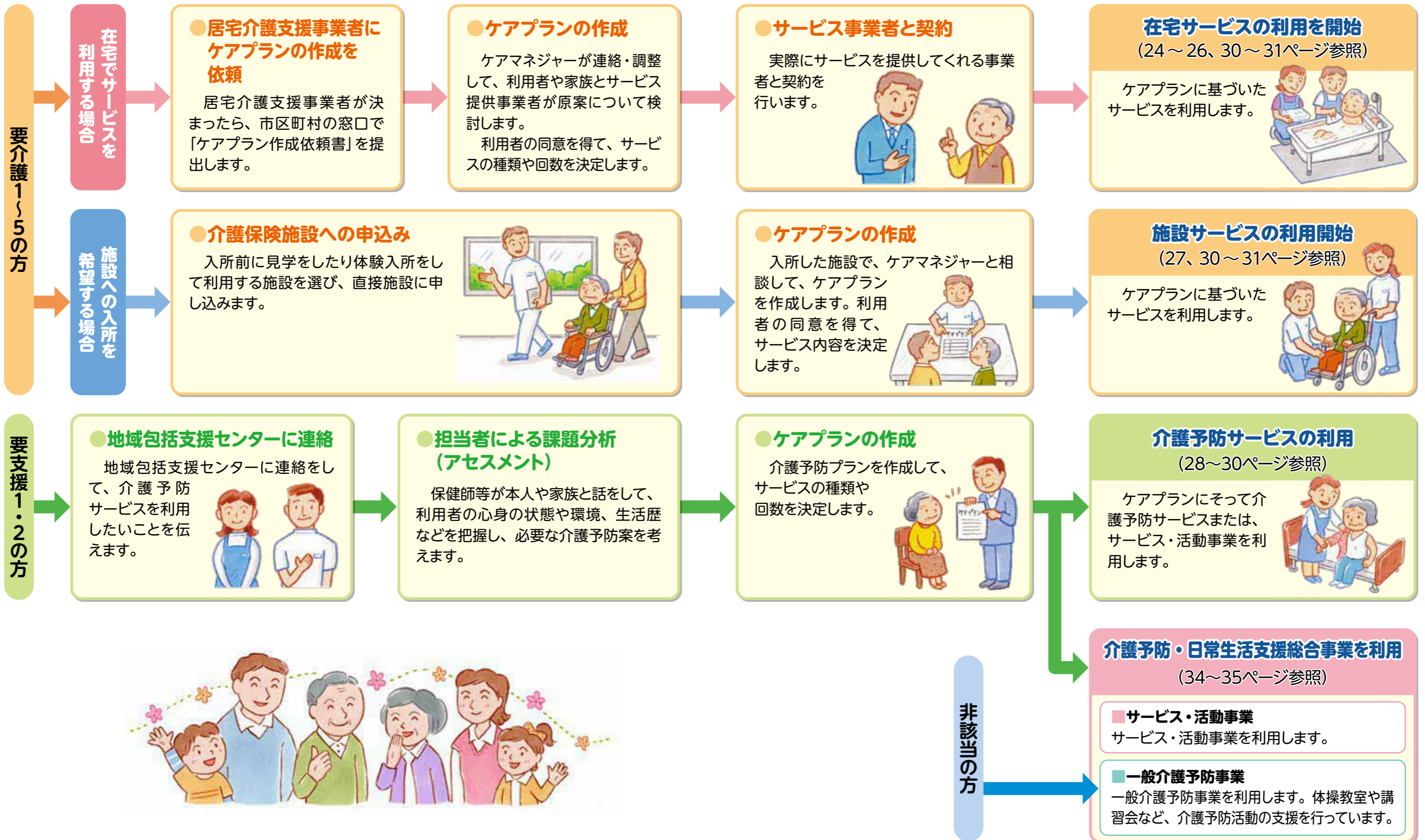
A 引っ越し先でも、引っ越し前に認定されていた要介護度を6か月間引き継ぐことができます。転入日を含む14日以内に引っ越し先の市区町村に要介護・要支援認定の申請をしてください。

#### 4 サービスの利用（ケアプラン作成からサービス利用までの流れ）

介護保険のサービスは、ケアプランに基づいて行われます。ケアプランは、利用者の希望をもとに「いつ」「どんなサービスを」「どれくらい」利用するかを決めるサービス計画のことで、ケアマネジャーがその手助けをします。

##### 用語解説▶地域包括支援センター

介護予防に関する業務を担っている市区町村に設けられた施設です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門家が在籍しており、介護に関する相談だけでなく、虐待防止や消費者トラブルなど、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談も行っています。(16ページ参照)



# 地域包括支援センター

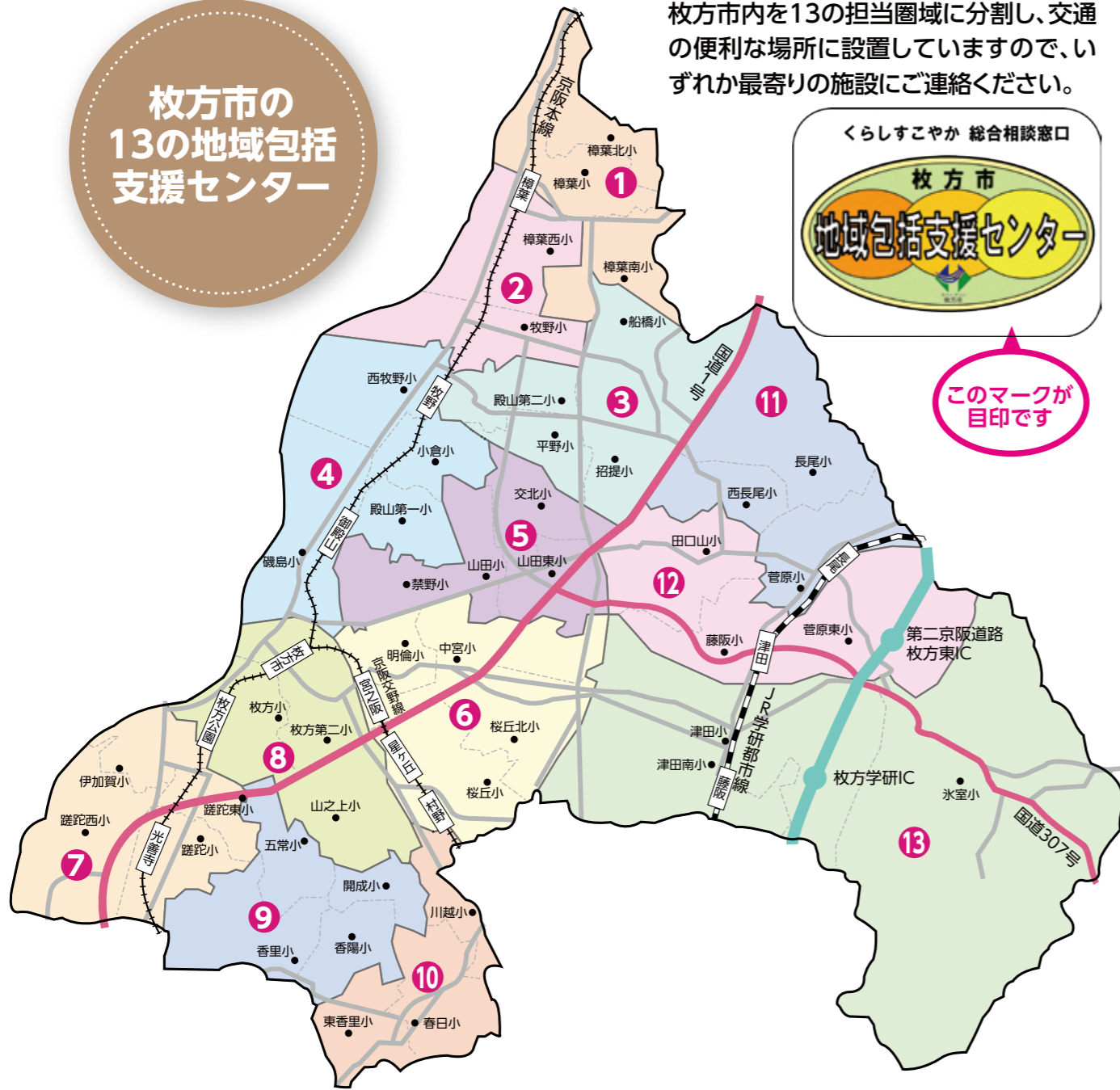
枚方市の  
13の地域包括  
支援センター

枚方市内を13の担当圏域に分割し、交通の便利な場所に設置していますので、いずれか最寄りの施設にご連絡ください。

くらしすこやか 総合相談窓口



このマークが目印です



**圏域 1 樟葉、樟葉南、樟葉北**  
枚方市地域包括支援センター はなまる



町楠葉1丁目28番8号  
電話 856-9177 FAX 856-9188  
アクセス 中くずはバス停 徒歩3分

**圏域 2 牧野、樟葉西**  
枚方市地域包括支援センター 社協ふれあい



上島東町14番1号上島御浜ビル3階  
電話 850-0344 FAX 850-0366  
アクセス 養父元町バス停 徒歩3分

**圏域 3 殿山第二、船橋、招提、平野**  
枚方市地域包括支援センター 聖徳園



牧野阪2丁目5番1号上羽ビル204号  
電話 836-5555 FAX 836-5556  
アクセス 牧野駅 徒歩3分

**圏域 4 殿山第一、小倉、磯島、西牧野**  
枚方市地域包括支援センター 安心苑



渚西1丁目6番1号メロディハイム御殿山105号  
電話 807-3555 FAX 805-3030  
アクセス 御殿山駅 徒歩3分

**圏域 5 山田、山田東、交北、禁野**  
枚方市地域包括支援センター サール・ナート



田口3丁目1番5号 サンドール11番館1階  
電話 890-7770 FAX 890-7771  
アクセス 田ノロバス停 徒歩すぐ

**圏域 6 中宮、明倫、桜丘、桜丘北**  
枚方市地域包括支援センター 松徳会



宮之阪2丁目2番2号スカイパレス有馬202号  
電話 805-2165 FAX 805-2166  
アクセス 宮之阪駅 徒歩5分

**圏域 7 蹠陀、蹠陀西、蹠陀東、伊加賀**  
枚方市地域包括支援センター 美郷会



北中振1丁目8-13  
電話 837-3288 FAX 837-3289  
アクセス 光善寺駅 徒歩10分

**圏域 8 枚方、枚方第二、山之上**  
枚方市地域包括支援センター みどり



岡東町17番31-201号枚方松葉ビル2階  
電話 845-2002 FAX 845-2003  
アクセス 枚方市駅 徒歩3分

**圏域 9 香里、開成、五常、香陽**  
枚方市地域包括支援センター アイリス



香里ヶ丘9丁目9番地の1D47号棟55号室  
電話 853-1300 FAX 853-2300  
アクセス 香里ヶ丘10丁目バス停 徒歩すぐ

**圏域 10 春日、川越、東香里**  
枚方市地域包括支援センター 大阪高齢者生協



東香里元町28番32号プラ・ディオ東香里101号  
電話 854-8770 FAX 854-8780  
アクセス 東香里バス停 徒歩すぐ

**圏域 11 菅原、長尾、西長尾**  
枚方市地域包括支援センター パナソニックエイジフリー



長尾元町6丁目2番15号サンビレッジ長尾1階  
電話 864-5607 FAX 864-5608  
アクセス 長尾駅 徒歩3分

**圏域 12 田口山、菅原東、藤阪**  
枚方市地域包括支援センター 大潤会



長尾谷町3丁目6番20号  
電話 857-0330 FAX 857-0332  
アクセス 長尾谷町3丁目バス停 徒歩3分

**圏域 13 津田、氷室、津田南**  
枚方市地域包括支援センター 東香会



津田元町1丁目6番5号  
電話 897-7800 FAX 897-7801  
アクセス 津田中学校前バス停 徒歩すぐ

★…各圏域の地域包括支援センター所在地

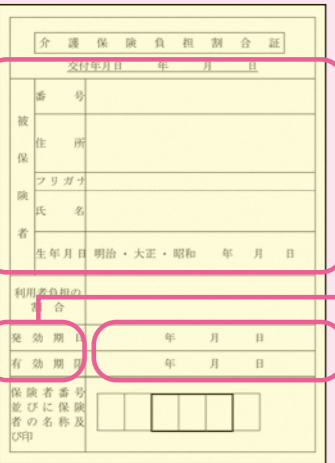
※地域包括支援センターは、枚方市から委託を受けた社会福祉法人等が運営しています。



# 利用者負担について

## 介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、利用者の住所や氏名、生年月日、利用者負担の割合などが記載されています。介護保険負担割合証に記載された内容を確認しましょう。



**住所・氏名など**

住所・氏名・生年月日を確認しましょう。

**利用者負担の割合**

サービスを利用するときに支払う利用料の負担割合(1割・2割・3割)が記載されています。負担割合が適用期間内に変更となる場合は、上段に変更前の割合、下段に変更後の割合が記載されます。

一定以上の所得がある方

利用者負担の割合は**2割または3割**です

それ以外の方

利用者負担の割合は**1割**です

**適用期間**

負担割合証の適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。適用期間の過ぎた負担割合証は使えません。

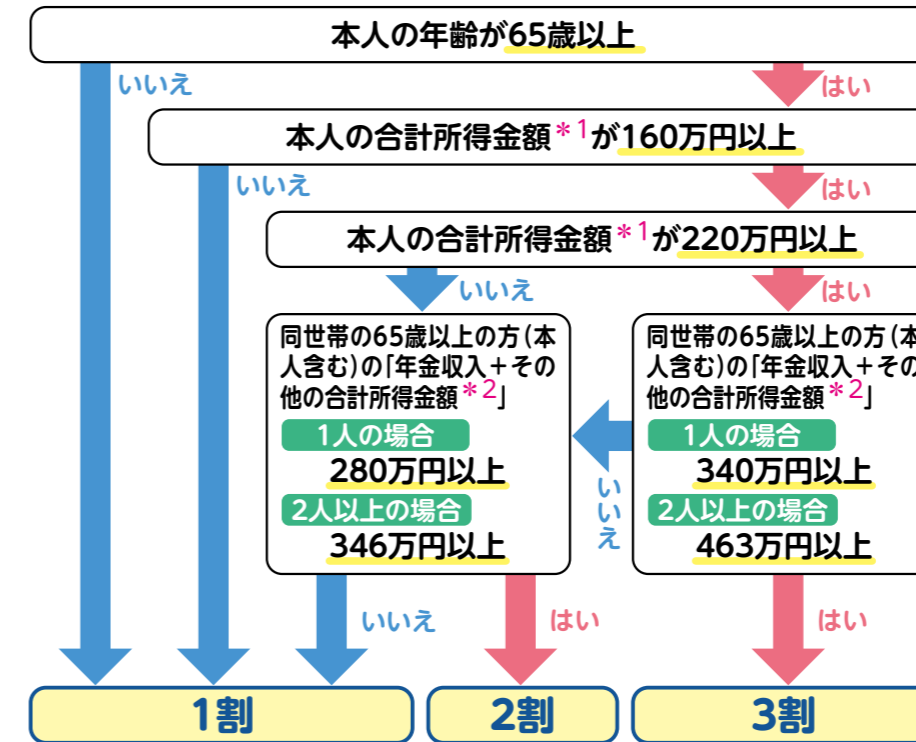
令和7年	令和8年	令和9年
(8月1日)	(7月31日)	(8月1日)
負担割合証の適用期間		負担割合証の適用期間
令和6年中の所得によって負担割合が決定します		令和7年中の所得によって負担割合が決定します

8月1日から適用の負担割合証は、7月中旬～下旬に介護保険担当窓口からお送りします。手続き等はありません。

## 負担割合の判定方法

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者を支払うのは、**かかった費用の1割～3割**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

### 負担割合の判定方法



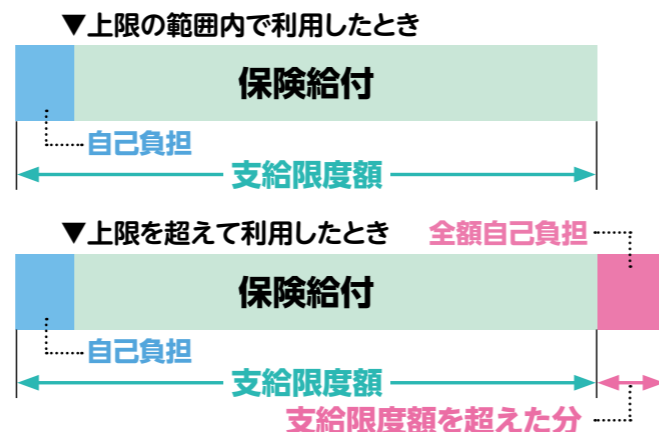
- \*1 合計所得金額**  
収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した金額で、かつ基礎控除、人的控除の所得控除をする前の金額。土地売却等にかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額
- \*2 その他の合計所得金額**  
上記の合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額

## 在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

### 《おもな在宅サービスの支給限度額(1か月)》

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



### 左記の支給限度額に含まれないサービス

- ◆ 特定福祉用具販売
  - ◆ 住宅改修費
  - ◆ 居宅療養管理指導
  - ◆ 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
  - ◆ 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
  - ◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
  - ◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です

## 施設サービスの費用 (21ページ参照)

- ① 介護サービス費の利用者負担分
- ② 居住費(滞在費)
- ③ 食費
- ④ 日常生活費

※①～④の金額は、要介護度や入所施設などによって異なります。



## 自己負担が高額になったとき

### ● 1か月の自己負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「1割～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額(上限額＝下表)を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計額となります。

※高額介護サービス費の支給要件に該当する方には、介護認定給付課から手続等についてお知らせします。  
 ※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

#### 《自己負担の上限額(1か月)》

対象者	自己負担の上限額(世帯合計)
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方等	15,000円
世帯全員が市民税非課税の方で、 合計所得金額と課税年金収入額が80.9万円*1以下の方等	24,600円 (個人の場合は15,000円)
世帯の全員が市民税非課税の方	24,600円
上記以外の一般世帯の方	44,400円
課税所得380万円未満の世帯の方	44,400円
課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方	93,000円
課税所得690万円以上の世帯の方	140,100円

\*1 令和8年8月から82万6,500円

### ● 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額(下表)を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

#### 《自己負担限度額(年額:8月～翌年7月)》

区分	70歳未満の方	区分	70歳～74歳の方・ 後期高齢者医療の方
年間所得901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
年間所得600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
年間所得210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
年間所得210万円以下	60万円	課税所得145万円未満*2	56万円
市民税非課税世帯	34万円	市民税非課税世帯	31万円
		市民税非課税世帯(所得が一定以下)	19万円

年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

\*2 年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

## 施設サービスを利用したときの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割～3割、②食費、③居住費、④日常生活費が、利用者の負担となります。

$$\text{食費} = \text{食材料費} + \text{調理コストに相当する費用} \quad \text{※栄養管理は保険給付対象}$$

$$\text{居住費} = \text{施設の利用代(減価償却費)} + \text{電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用}$$

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

#### 《対象施設およびサービス》

- 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)の食費と居住費
- ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の食費と居住費

#### 《基準費用額(1日あたり)》

※基準費用額とは施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

施設の種類の種類	居住費				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,066円	1,728円	1,231円	915円	1,445円 <sup>*1</sup>
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	2,066円	1,728円	1,728円	室料を徴収する場合 697円 <sup>*2</sup> 室料を徴収しない場合 437円	1,445円 <sup>*1</sup>

\*1 令和8年8月から1,545円

\*2 介護老人福祉施設は「その他型」「療養型」及び介護医療院は「II型」の多床室(いずれも8㎡/人以上に限る。短期入所療養介護も同様)。

#### 用語解説▶居室の種類

- ユニット型個室 …… リビングルーム(共同生活室)がある個室
- ユニット型個室的多床室 …… 間仕切りで個室化したユニット型の居室
- 従来型個室 …… 共同生活室のない個室
- 多床室 …… 一つの部屋に多人数が入所する居室



## 社会福祉法人等による利用者負担軽減

所得が一定基準以下等の要件に該当する方は、介護保険の利用者負担額(食費、居住費等を含む)が軽減される制度があります。ただし、この軽減制度を行っていない社会福祉法人もあります。なお、事前に市に「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付申請をすることが必要です。

### この軽減事業の対象者の要件

市民税非課税世帯に属し、次の要件をすべて満たす方、または生活保護受給者

- ① 年収(遺族年金や障害年金、仕送り等すべての収入を含む)が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下であること。
- ② 預貯金等(有価証券、債券等含む)の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下であること。
- ③ 世帯が日常生活のために必要な資産(居住用の家屋等)以外に活用できる資産を所有していないこと。
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

※公費負担適用者は除きます。

※生活保護受給者は、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室の居住費(滞在費)のみ軽減の対象となります。

### 軽減対象サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の予防訪問事業、生活援助訪問事業および予防通所事業。

※特別養護老人ホームの旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の方は、ユニット型個室の居住費のみ軽減の対象となります。

### 軽減割合

	上記の対象者の要件に該当	上記の対象者の要件に該当し、高齢福祉年金受給	生活保護受給者
社会福祉法人のサービス	10%の利用者負担額(食費、居住費(滞在費)、宿泊費) → <b>25%の軽減</b>	10%の利用者負担額(食費、居住費(滞在費)、宿泊費) → <b>50%の軽減</b>	ユニット型個室・ユニット型個室的多床室・従来型個室の居住費(滞在費) → <b>100%の軽減</b>

### 境界層該当措置について

介護保険のサービス費用の負担額や保険料を支払うと生活保護を必要としますが、それより低い所得段階のサービス費用の負担額や保険料であれば生活保護を必要としなくなる場合に、より低い基準を適用する制度です。

福祉事務所に生活保護の申請をして却下になったとき、あるいは生活保護が廃止になったときに、福祉事務所から「境界層該当証明書」の交付を受けて介護保険担当窓口申請してください。生活保護を必要としない段階になるまで次の順で適用します。

#### 措置の内容

1. 徴収権消滅分保険料があっても給付額の減額を行わない。
2. 介護保険施設サービス等の居住費・滞在費の負担限度額をより低い段階とする。
3. 介護保険施設サービス等の食費の負担限度額をより低い段階とする。
4. 高額介護サービス費を算出する際の負担上限額の段階を下げる。
5. 介護保険料の所得段階をより低い段階にして負担額を軽減する。

## 施設を利用したとき所得の低い方は利用者負担軽減制度があります

### 《負担限度額認定》

申請が  
必要です!

所得の低い方は、介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用するときの食費・居住費について、申請して認定を受けることで、下の表の限度額までの負担となります(負担限度額認定)。ただし、一定以上の預貯金などの資産がある場合、対象外となります。

- 申請に必要なもの
- 申請書、同意書(市区町村の介護保険担当窓口にあります)
  - 本人、配偶者の預貯金などの金額を確認できるもの(下記「★預貯金などについて」欄参照)

### 《負担限度額(日額)》

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室*1	多床室*2	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	380円(550円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円(550円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円(1,370円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円(1,370円)	430円	1,360円	1,300円

★令和8年8月から、負担限度額が下記のとおり一部引き上げられます。

利用者負担段階	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室*1	多床室*2	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	380円(550円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円(550円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円(1,370円)	430円	680円	1,030円
第3段階②	1,470円	1,470円	980円(1,470円)	530円(430円)	1,420円	1,360円

\*1 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)を利用した場合は( )内の金額となります。

\*2 介護老人保健施設、介護医療院等で料金を徴収しない場合は( )内の金額となります。

### 《軽減の対象となる条件》

利用者負担段階	対象者		★預貯金などについて	
	所得などの条件	預貯金などの条件	預貯金などに含まれるもの	確認できるもの
第1段階	●生活保護を受給している方 ●老齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が市民税非課税の方	単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下	預貯金(普通・定期) 有価証券(株式、国債など)	記帳した通帳の写しなど 証券会社や銀行の口座残高の写しなど
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円*3以下の方	単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下	金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
第3段階①	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円*3超120万円以下の方	単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下	投資信託	銀行、証券会社などの口座残高の写しなど
第3段階②	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下	タンス預金(現金) 負債	自己申告(申請書に記載) 借用証書など

生命保険、自動車、腕時計や宝石などの時価評価額が困難な貴金属、絵画、骨董品などは預貯金等に含まれません。

\*3 令和8年8月から82万6,500円

注1: 配偶者は世帯分離しても含みます。

注2: 年金収入は課税年金・非課税年金の収入の合計です。

# 利用できるサービス

要介護1～5の方

## 介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、自宅に来てもらって支援を受ける訪問介護サービスや、自宅から通って介護を受ける通所介護サービスなどがあります。

### ◆在宅で受けるサービス

#### 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助(介護タクシー)も利用できます。

##### 受けられるサービスの内容

- 食事・排泄の介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い
- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ゴミ出し



##### ●サービス費用のめやす

###### ■身体介護(30分以上1時間未満)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	414円

###### ■生活援助(45分以上)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	236円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

###### ■乗車・降車等介助(1回)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	104円

※移送にかかる費用は別途負担となります。

##### 👉以下のサービスは介護保険の対象とはなりません!

- ✕ 本人以外の家族のための家事
- ✕ 草むしりや花木の手入れ
- ✕ ペットの世話
- ✕ 洗車
- ✕ 大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

#### 訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



##### ●サービス費用のめやす

###### ■全身入浴

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	1,355円

#### 訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



##### ●サービス費用のめやす

###### ■1回につき

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	325円

#### 訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが自宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

##### ●サービス費用のめやす

###### ■訪問看護ステーションから(20分未満)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	336円

###### ■病院または診療所から(20分未満)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	285円

#### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

##### ●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合

###### ■医師による指導(1か月に2回まで)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	515円

### ◆施設に通って受けるサービス

#### 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

##### 受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどの交流活動
- 健康状態の確認



##### ●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	688円
要介護2	812円
要介護3	941円
要介護4	1,069円
要介護5	1,200円

#### 通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。



##### ●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(所要時間7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	804円
要介護2	953円
要介護3	1,104円
要介護4	1,282円
要介護5	1,455円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

## 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

### ●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合  
(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	637円
要介護2	709円
要介護3	786円
要介護4	860円
要介護5	933円

## 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。

### ●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(多床室)の場合  
(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	868円
要介護2	920円
要介護3	987円
要介護4	1,042円
要介護5	1,100円

## ◆施設入居者が受けるサービス

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などが介護保険で受けられます。



### ●サービス費用のめやす

(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	567円
要介護2	637円
要介護3	710円
要介護4	778円
要介護5	850円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

### 共生型サービスとは?

「共生型サービス」は、障害福祉サービスを受けていた方が介護保険の対象となった場合でも、これまでと同じ事業所で、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に受けられるようにするために設けられた制度です。障害のある方が65歳以上になっても、引き続き同じ施設でサービスを受けられます。

要介護1～5の方

## 介護サービス(施設サービス)

施設サービスは在宅介護が難しい場合に、施設に入所して受けるサービスです。

### 《生活全般での介護が必要な方》 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。



### ●サービス費用のめやす

多床室の場合(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1*	616円
要介護2*	689円
要介護3	765円
要介護4	838円
要介護5	911円

### 《在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方》 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。



### ●サービス費用のめやす

多床室の場合(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	829円
要介護2	881円
要介護3	949円
要介護4	1,005円
要介護5	1,058円

### 《長期的な療養と介護を一緒に受けたい方》 介護医療院

慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応するための施設です。看取り介護やターミナルケアなどにも対応します。



### ●サービス費用のめやす

多床室の場合(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	871円
要介護2	986円
要介護3	1,236円
要介護4	1,341円
要介護5	1,437円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

要介護状態にならないようにするためのサービスで、利用者が自立した生活ができるように支援します。

◆在宅で受けるサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1・2	916円

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1・2	315円

介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分未満)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1・2	325円

■病院または診療所から(20分未満)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1・2	274円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす

■単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1・2	515円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

◆施設に通って受けるサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

(1か月につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1	2,393円
要支援2	4,461円

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1	476円
要支援2	592円

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。



●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(多床室)の場合(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1	641円
要支援2	809円

◆施設入居者が受けるサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けます。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1	192円
要支援2	327円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

要支援1・2の方

## 地域密着型サービス

●原則、他市区町村のサービスは利用できません。

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

### 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。



#### ●サービス費用のめやす

単独型の場合(7時間以上8時間未満)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1	909円
要支援2	1,014円
要介護1	1,049円
要介護2	1,163円
要介護3	1,277円
要介護4	1,392円
要介護5	1,506円

### 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

※要支援1の方は利用できません。



#### ●サービス費用のめやす

ユニット数2の場合(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援2	783円
要介護1	787円
要介護2	824円
要介護3	849円
要介護4	866円
要介護5	883円

### 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。



#### ●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合(1か月につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要支援1	3,640円
要支援2	7,356円
要介護1	11,034円
要介護2	16,216円
要介護3	23,589円
要介護4	26,035円
要介護5	28,706円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

### 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスも提供されます。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟にサービスが利用できるようになります。

※要支援の方は利用できません。

#### ●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合(1か月につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	13,132円
要介護2	18,373円
要介護3	25,828円
要介護4	29,294円
要介護5	33,136円

### 夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。

※要支援の方は利用できません。

#### ●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

■基本夜間対応型訪問介護(1か月につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	1,059円

■定期巡回サービス(1回につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	398円

■随時訪問サービス(1回につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1～5	607円

### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。

#### ●サービス費用のめやす

ユニット型個室の場合(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	713円
要介護2	787円
要介護3	866円
要介護4	942円
要介護5	1,015円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応サービス)

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行うサービスです。

※要支援の方は利用できません。

#### ●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合(1か月につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	8,503円
要介護2	13,282円
要介護3	20,275円
要介護4	24,993円
要介護5	30,279円

### 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

#### ●サービス費用のめやす

(1日につき)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	571円
要介護2	642円
要介護3	716円
要介護4	784円
要介護5	857円

### 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴や排泄などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

※要支援の方は利用できません。

#### ●サービス費用のめやす

(7時間以上8時間未満)

	自己負担が1割の方のめやす
要介護1	787円
要介護2	930円
要介護3	1,079円
要介護4	1,225円
要介護5	1,371円

# 福祉用具貸与・販売、住宅改修

## 要介護1～5の方 要支援1・2の方 福祉用具貸与・販売、住宅改修

介護に必要な福祉用具のレンタルや購入をしたり、自宅をバリアフリーに改修したりするときに、費用の一部が介護保険から支給されます。

★福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と販売の選択ができるようになっています。

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く) ●多点杖

### 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

#### ●利用者負担について

用具の種類によりレンタル費用の1割～3割が利用者負担となります。



#### 対象となる用具

○=利用できる ×=原則として利用できない

△=尿のみを吸引するものはできる

	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具 ・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
・自動排泄処理装置	△	△	○

### 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

申請が必要です

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

#### ●利用者負担について

用具の種類により購入費の1割～3割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写しを添えて介護保険担当窓口申請することで、10万円の限度額内で保険給付分(費用の7割～9割)が、あとから支給されます。

#### 対象となる用具

- 腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具 ●排泄予測支援機器



利用者は利用者負担分のみを事業者支払い、残りは市から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の制度が利用できる場合があります。くわしくは、ケアマネジャーもしくは枚方市地域包括支援センターへお問い合わせください。

### 居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための住宅改修を行った場合、費用の一部を住宅改修費として支給します。

#### 対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

#### ●利用者負担について

要介護状態区分にかかわらず、同一住宅で1人につき対象費用20万円を上限として、その1割～3割を利用者が負担します。

※被保険者証記載の住所地(住民票上の住所地)における住宅改修のみが対象です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が大きく上がった場合、再度支給を受けることができます。



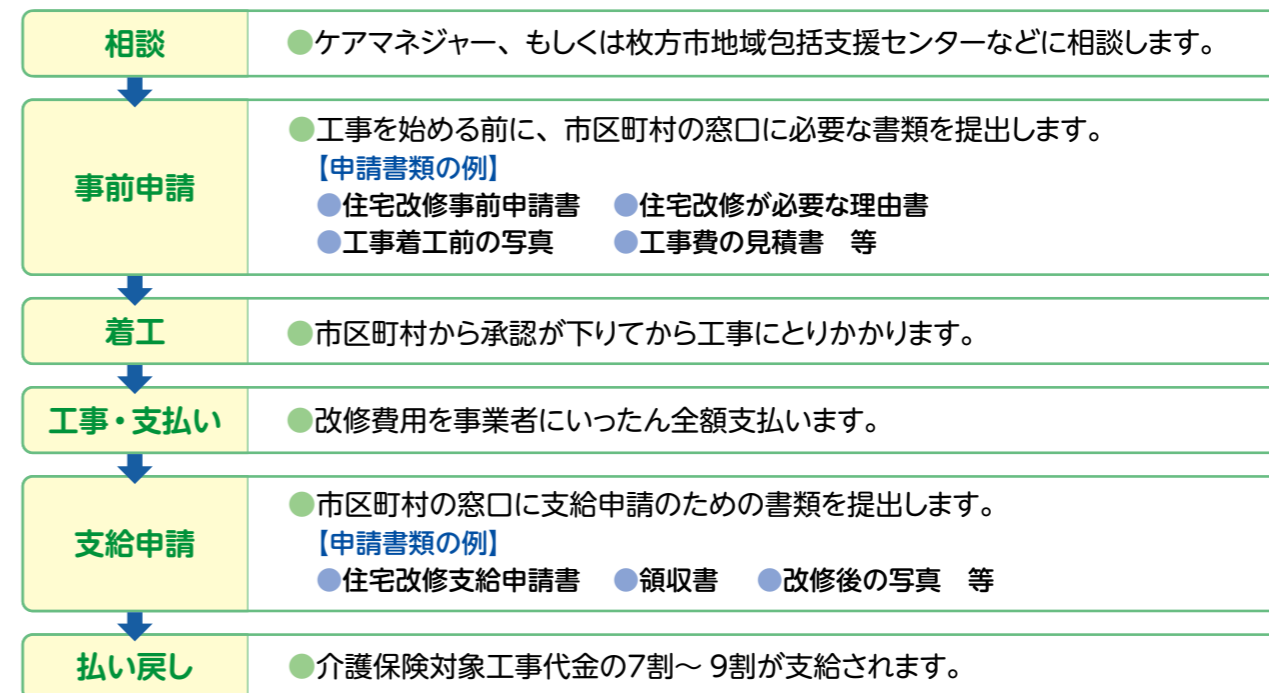
利用者は利用者負担分のみを事業者支払い、残りは市から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の制度が利用できる場合があります。くわしくは、ケアマネジャーもしくは枚方市地域包括支援センターへお問い合わせください。

#### 📌 介護保険で住宅改修するときの注意点

- 本人や介護をする家族がケアマネジャー、もしくは枚方市地域包括支援センターなどと事前に相談し、専門的所見に基づき改修を必要と判断された、自宅における日常生活上での必要な工事に限られます。
- 必要に応じて複数の業者から見積りを取りましょう。より適切な改修を選択できます。

#### ●手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】



# 介護予防に取り組みましょう

介護予防とは、できるだけ介護を受けずに生活できるようにすること、そして、もし介護が必要になっても、今の状態を悪くしないようにすることです。いつまでも自分らしく、住み慣れた場所で安心して暮らし続けるために、元気なうちから少しずつ介護予防に取り組むことが大切です。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」の2つに分かれています。サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、地域住民などによって多様なサービスが提供されることにより、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを必要に応じて利用することができます。

### サービス・活動事業

利用できるのは → **要支援1・2の方等**

※40歳から64歳までの方がサービス・活動事業を利用したい場合は、要介護認定の申請をして、要支援1・2と認定される必要があります。

### 訪問型サービス

- 予防訪問事業（介護サービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス）
- 生活援助訪問事業（枚方市生活支援員による、掃除や買い物などの生活援助サービス）
- 活動移動支援事業（活動場所や趣味の教室等への移動支援サービス等）
- 通院等移動支援事業（通院等のための移送前後の介助サービス）



### 通所型サービス

- 予防通所事業（介護サービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス）
- 教室型通所事業（外出と運動の習慣化を目的にスポーツ施設等による、体操・運動等のサービス）



## その他生活支援サービス

- リハ職訪問通所指導事業（リハビリテーション専門職が、心身機能の向上と活動・参加へのアプローチを行う自立支援サービス）
- リハ職行為評価事業（リハビリテーション専門職が、生活の行為や住環境等を評価し、自立支援につなげるサービス）
- 栄養士派遣指導事業（管理栄養士が、生活機能の維持向上とフレイル予防の観点から自立を支援するサービス）



## 一般介護予防事業

利用できるのは → **65歳以上の方**

介護予防は、特別なときに特別なことをするのではなく、日常生活のちょっとした工夫で、心身の過度の老化を防ぎ、自分のできることの範囲を広げていくことができます。これが「介護予防」です。

枚方市では、身近な地域で継続した介護予防の取り組みをしていただけるよう、「ひらかた元気くらわんか体操」を作成しました。仲間と一緒に体操することで、転ばない身体をつくりましょう！



ひらかた元気くらわんか体操は、次の3つの体操を組み合わせた約10分の体操です。

- ① 柔軟性を向上させる「ラジオ体操第1」
- ② 筋力向上・バランスアップの「ロコモ体操」
- ③ 脳の刺激のご当地体操「ひらかた体操」

また、ひらかた夢かなえるエクササイズ教室、ノルディック・ウォーキング講座や教室型の通いの介護予防事業など、高齢者がいきいきと活動できる仕組みづくりに取り組みます。



- 週に1回、集まって生活のリズムをつくる
- 地縁・ご近所/同じ活動を共有した仲間と一緒に老後楽しく「健康」に過ごせる習慣をつくる
- 身体機能の低下の予防（骨折・転倒予防）、生活習慣病の予防、認知症の予防

## 元気づくり・地域づくりプロジェクト

高齢者がいきいきと安心して暮らすことができるように、地域に必要な仕組み・場所・活動などを地域のニーズに基づいて創り出すことを目的とした元気づくり・地域づくり会議を、小学校区を単位として設置し、それぞれの地域で、地域の中の情報を集めて、課題を把握し、解決に向けた取り組みをすすめています。

元気づくり・地域づくりプロジェクトが地域住民と行政との協働、地域住民主体の自主的な取り組みとなることで、住民同士のつながり、身近な場所にある介護予防の拠点や楽しく参加できる居場所の創設、高齢者が活躍できる仕組み、近隣の理解とちょっとした手助けや見守りがある「地域づくり」へとつながります。また、これらの取り組みを地域包括支援センター（16～17ページ）も応援しています。



## お問い合わせ先

### 介護保険の認定申請、給付に関すること

#### ● 介護認定給付課

電話 072-841-1460 (直通) FAX 072-844-0315

### 介護保険料の算定、減免申請に関すること

#### ● 保険年金課 (資格)

電話 072-841-1403 (直通) FAX 072-841-3716

### 介護保険料の還付、口座振替に関すること

#### ● 保険納付課 (管理)

電話 072-841-1144 (直通) FAX 072-846-2273

### 介護保険料の納付に関すること

#### ● 保険納付課 (徴収)

電話 072-841-1304 (直通) FAX 072-846-2273

### 地域包括支援センター、介護予防に関すること

#### ● 健康づくり課

電話 072-841-1458 (直通) FAX 072-841-3039

